

男鹿市条例第14号

男鹿市加茂地区ガス供給条例の一部を改正する条例

男鹿市加茂地区ガス供給条例（平成17年男鹿市条例第191号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 （略） <u>（LPガス価格高騰対策緊急支援事業によるガス料金算定の特例）</u> 4 <u>秋田県が実施するLPガス価格高騰対策緊急支援事業により、規程で定める期間に検針を行うガス料金については、第23条及び第24条の規定に基づき算定した料金（税抜）から、1,000円（税抜）を差し引くものとする。ただし、第23条及び第24条の規定に基づき算定した料金（税抜）が1,000円に満たない場合は、その全額を差し引くものとする。</u></p>	<p>附 則 1～3 （略）</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。